

令和 6 年 度

宝 塚 市 一 般 会 計 及 び
特 別 会 計 決 算 審 査 意 見 書

宝 塚 市 監 査 委 員

ケ 中山台緑地環境対策助成金について

本市では、市が所有し管理している宝塚市中筋字長尾山の中山台残存緑地内において、中山台コミュニティ緑化環境対策部会（以下「緑化部会」という。）が行う、花粉アレルギーや枯れ松対策等の伐採並びに樹木の植栽等の整備活動に要した費用に対して中山台緑地環境対策助成金（以下「緑地助成金」という。）を交付しています。なお、令和6年度は、50万円が緑化部会に対して支出されています。

緑地助成金の支出根拠である事業費の内容及びその適正性の確認方法について所管課に確認したところ、「活動実績について、中山台緑地環境対策助成金交付要領（以下「助成金交付要領」という。）に規定する助成事業完了届及びその添付書類において確認している。また、緑化部会、各自治会において各年度の決算を監査していること、市が年2回緑化部会及び緑地を多く抱える中山桜台自治会と事業実施についての面談を行っており、適正に活動をされていることを確認している。」旨の説明を受けました。所管課の確認方法では、領収書等の提出を求めておらず、報告された事業費が適正に執行されているのか確認方法に疑問が残ります。被助成者である緑化部会及び各自治会が行う決算の監査をもって確認したとする方法だけではなく、所管課が直接領収書等により確認することも必要と考えます。

補助金等の取扱いに関する規則第13条は、「補助事業者等は、補助事業等実績報告書に、決算書又は精算書及びその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。」と規定しており、助成金交付要領にも同様の規定があります。緑地助成金は令和6年度で終了していますが、今後、補助金及び助成金を支出する際には、対象経費の支出内容及び適正性について、必要に応じて領収書等の根拠資料の提出を求めるなど、所管課において確認するよう努めてください。

コ 学校園における予算執行について

契約事務マニュアル（物品・印刷編）では、「見積合せの際は、3者以上の者から見積書を徴収する。ただし、設計金額が10万円以下の場合、見積りは1者以上とする。」とされています。令和6年度の各学校園の支出状況を抽出して確認したところ、以下のとおり、2学校園において3者以上の者からの見積書の徴収を回避するために分割発注をしたのではないかと疑われる事例がありました。

(単位 円)

学校園	件名	負担行為日	検収日	支出金額
A	庁用(教室カーテン(2年1組・2組))	R6.11.21	R6.12.9	72,600
	庁用(教室カーテン(2年3組・4組))	R6.11.28	R6.12.11	72,600
B	コードレスクリーナー	R7.2.13	R7.3.5	93,390
	プロジェクター	R7.2.13	R7.3.5	64,900

※両事例とも債権者は同一

学校園Aが複数回に分けて購入した理由について確認したところ、「当初2教室分(2年1組、2年2組)のカーテンを整備するため、業者へ見積書提出を依頼したが、見積書到着後、同学年内で環境差が生じるとの要望を受け、追加で2教室分(2年3組、2年4組)のカーテン整備を行うこととなった。業者より12月以降の価格改定が予告されていたため、現行価格での購入を優先し、同月内に追加発注を決定した。」旨の説明を受けました。

また、学校園Bの事例については、「プロジェクターについては、2月6日に実施した生活発表会にてプロジェクターの不具合を把握し、機器更新が急務となったため2月13日午前中に発注した。コードレスクリーナーについては、以前より台数不足の声が上がっていたため、同日午後発注した。」旨の説明を受けました。

両事例とも、日を置かずに複数回発注する合理的理由を見出し難く、分割発注しなかった場合、設計金額が10万円を超えるため、3者以上の者からの見積書の徴収が必要な事案であったと考えます。

各学校園の予算執行に対する指導方法について、小学校、中学校等の学校その他の教育機関を総括する教育企画課から次のとおり指導を行っている旨の説明を受けました。

時期	実施内容	実施対象	手段
R6.11.14	令和5年度決算審査での監査意見の共有及び再発防止指導	校園長	校園長会での説明
R6.12.18	カーテン発注に関する実態確認及び適切な契約事務に関する個別指導	学校園Aの校園長	対面指導
R6.12.23	契約事務に係る注意喚起	学校職員	メール送信
R7.2.19	カーテン発注の事案を受け、再発防止に向けた契約事務の再指導	校園長	校園長会での説明
R7.4.8	監査意見を踏まえ、契約手続に関する留意点を重点的に説明	学校園管理職、学校事務職員	予算執行説明会での説明
R7.8.4	コードレスクリーナー、プロジェクター発注に関する実態確認及び適切な契約事務に関する個別指導	学校園Bの校園長、副校園長	対面指導

なお、学校園における予算執行については、令和5年度決算審査でも意見していま

す。上述のとおり、教育企画課から校園長等の管理職に対する説明は複数回行われているにもかかわらず、令和6年度も意図的な分割発注と疑われかねない事例が発生していることを踏まえると、従前どおりの注意喚起の方法では発注業務を行っている事務職員や教職員まで本件が十分に周知されているのか疑問が残ります。

今回の事例を具体例として説明することに加え、教職員を含む各学校園への周知を徹底し、それでも改善が見込まれない場合は、学校園への予算配当を発注時の都度配当とし、発注前に教育企画課が状況確認できるようにする等、事務手続の見直しを検討し、適切な事務執行が行われるよう努めてください。

サ 小学校教師用指導書の購入事務について

本市では、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条で「予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決に付さなければならない」と定められており、令和6年度の小学校教師用指導書（以下「指導書」という。）を年度当初に1回の発注で2者に対し計1億円を超える金額で購入していました。

議会の議決を経していない理由について所管課に確認したところ、「指導書は年間を通じて各校の必要数に基づき随時発注している。当該契約は、契約の締結時点で契約総量と支払金総額を確定させられるものではなく、議会の議決は要しないものと認識している。」旨の説明を受けました。

全国的には、本市同様に指導書を単価契約で購入している自治体において、議会の議決に付さなければならない予定価格を超えていたのにもかかわらず議決を受けていなかったとして、後に追認の議決を求めた事例が多数あります。他自治体の事例について調査を行い、議決の要否について、本市との違いを明確にしておくよう努めてください。

シ コミュニティ・スクール推進事業委託料について

本委託料の目的及び内容について所管課に確認したところ、「宝塚市学校運営協議会規則第3条に基づき、学校運営協議会を設置した学校における、コミュニティ・スクールの円滑な導入と、運営充実に向けた研究を推進し、また、学校と地域が一体となり『めざす子ども像』に向かって学校運営協議会の取組の活性化と子どもたちのよ